

# 災害時における資材の調達等に関する覚書

令和元年11月27日

一般社団法人 仙台建設業協会

株式会社 ショウエー

## 災害時における資材の調達等に関する覚書

一般社団法人 仙台建設業協会（以下「甲」という。）と、株式会社 ショウエー（以下「乙」という。）は、災害発生時に必要となる資材の調達等を、次により取り扱うものとする。

### （目的）

第1条 この覚書は、仙台市、浜松市、あるいはその他地域において大規模災害が発生した時に、甲及び甲の会員である乙が相互に協力してその応急措置・復旧作業・復興事業に必要な資材の調達等を速やかに行うことの目的とする。

### （要請等）

第2条 資材が必要になった時、甲は直ちに乙に調達を要請し、乙は要請の後概ね6時間以内に仙台市内の指定された場所に届ける。

2 甲は乙より、杜の都建設協同組合の覚書締結年の共同購買価格で資材を購入し、覚書締結年を初年とし毎年度末に5万円、10年後年度末に残金を支払う。

### （資材と保管）

第3条 甲が購入する資材は、フレコンバッグ100枚、ブルーシート（10m×10m）100枚とし、更に甲は災害の程度に応じ逐次乙に調達を要請する。

2 乙は、甲より調達を要請されるまで、その資材を使用に耐え得る形で保管する。

3 乙が資材を保管する場所は、宮城県柴田郡川崎町大字川内字北川原山 238番45とし、甲が乙に支払う保管料は、年1万円とする。

### （協議）

第4条 この覚書に定めがない事項又はこの覚書に疑義が生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定める。

### （覚書の有効期間）

第5条 本覚書は、覚書締結の日からその効力を有し、解消又は変更予定日の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれかが文書により申し出をしない限り、その効力を継続する。

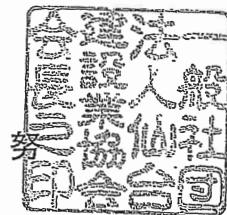
この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和元年11月27日

上記のとおり確認する。

甲 一般社団法人 仙台建設業協会

会長 深松



乙 株式会社 ショウエー

代表取締役 佐藤 雅

